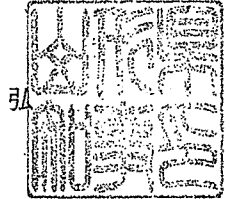




み 自 第 4 0 5 号
平成18年12月12日

山形広域環境事務組合
管理者 山形市長 市川 昭 男 殿

山形県知事 齋 藤



山形広域清掃工場建設事業環境影響評価方法書への意見について

山形広域清掃工場建設事業環境影響評価方法書について、山形県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

(全般的事項)

- ① 対象事業の目的と、山形県新環境計画に示された資源循環システムの構築や地球温暖化防止対策の推進、環境教育の推進等の基本目標との整合性を検証するとともに、その実現に向けた具体的な施策内容を明らかにすること。
- ② 地域の特性を踏まえ、事業予定地周辺の一層の自然的社会的状況の把握に努めること。
- ③ 対象事業による環境の変化を予測するうえで、対象事業以外の事業活動によりもたらされる地域の将来の環境の状態が可能な限り明らかになるよう、大気質、水質、地下水に係る有害物質等の調査項目への追加並びに調査又は測定の方法について検討すること。
- ④ 煙突の高さや建造物の構造・配置、環境保全設備等の検討に当たっては、複数案の比較検討などを通じ、最終的な評価に至った根拠及び検討の経緯について明らかにすること。
- ⑤ 環境影響評価の手法の選定に当たり、国又は地方公共団体等により選定項目に係る基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしたうえで、当該基準等と調査及び予測の結果との整合性について検討すること。

(大気環境)

- ① 運転管理の完全燃焼の目安としている一酸化炭素濃度の監視指標について明記すること。
- ② 事業予定地周辺の地域特性並びに事業特性を勘案し、大気質に係る有害物質等として光化学オキシダント並びに石綿について、その発生機構も含め、調査の必要性について検討すること。
- ③ 地形の起伏の影響等による大気拡散が適切に把握できる調査、予測及び評価の手法について検討すること。
- ④ 工事中の騒音並びに振動については、長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であることから、当該環境要素に係る規制基準のみならず当該環境要素に係る環境基準等との整合性についても検討すること。

(水環境)

- ① 対象事業に係る排出水については、その性状及び処理方法を具体的に明示するとともに、下流域で行われている灌漑用水並びに鉱毒処理に及ぼす影響について検討すること。
- ② 事業予定地周辺には複数の鉱山跡が確認されていることから、地下水に係る有害物質等を調査項目に追加すること。

(土壌・その他の環境)

- ① 敷地の造成には相当規模の掘削工事が想定されることから、土地の安定性の検討に当たっては、ボーリング調査の他、事業予定地背後のアカマツ林の来歴を含めた災害履歴の把握に努めること。
- ② 事業予定地周辺の地域特性から、掘削工事に伴い土中に含まれる有害物質の流出が懸念されることから、必要に応じその影響についても検討すること。

(植物・動物・生態系)

- ① 現地調査の結果に基づき作成する現存植生図は、適切な縮尺で作成すること。
- ② 当地区は、絶滅のおそれのある地域個体群であるニホンザルや絶滅のおそれのある猛禽類の生息が複数確認されていることから、これらの行動範囲の広い動物を考慮した現地調査の必要性について検討すること
- ③ 生態系など影響の出現に時間を要する項目にあつては、必要に応じ、モニタリング調査の実施を検討すること。

(景観)

- ① 貴重な景観資源のみならず、日常生活の中での身近な景観についても重要な環境要素であることから、対象施設の設置が地域の景観に与える影響について検討すること。
- ② 法面等の緑化には郷土種等を用いるなど、動物等への配慮も含め、地域にあった景観づくりを検討すること。

(その他)

- ① 対象事業の実施に当たっては、山形県新環境計画で示す環境配慮指針を参考に、環境に配慮した施設づくりを目指すこと。
- ② 調査地点の設定等に当たっては、地域住民などの意見に十分配慮すること。